

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第2号

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。）」を加える。

第10条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第10条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条の2の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市長が規則で定める職員にあつては、市長が規則で定める額）並びにこれに第12条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市長が規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額、市長が規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則第2条第7項中「10,200円」を「8,600円」に、「で、」を「で、次に掲げる校務の種類に係る業務の困難性並びに」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学級（特別支援学級を除く。）を担当する業務で市長が規則で定めるもの
- (2) 前号に掲げるもの以外の校務

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2条第7項の改正規定は、公布の日から施行する。

（安城市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第2条 安城市職員の修学部分休業に関する条例（令和6年安城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。